

普段の生活の中に潜む、消費者トラブルのあれこれ…。
後で後悔しないよう、しっかり学んで「消費者力」をアップしよう!!



目指せ! 消費者力アップ

消費者トラブル回避術

巻ノ

マルチ商法

友人や知人から声を掛けられる、「良いアルバイトがある」「簡単に月〇〇万円もうかる」といった誘い。話を聞くと、化粧品や健康食品などの購入や入会を迫られ「会員を増やせばマジンが入る」とさらに次の人の勧誘を促す。これが「マルチ商法」。特に20歳代の若者や主婦の間で増えている消費者トラブルだ。実際に会員を増やすことは容易ではなく、購入した商品も思ったほど売れないこ

とが多い。そのため、職場や友人関係などの縁故をたよって勧誘せざるを得ないことも多く、人間関係を損なうこともある。商品購入に消費者金融の利用を勧める場合もあり、借金だけが増えていくことにもなりかねない。大学のキャンパス内での勧誘や、同窓生などから久しぶりに会わないかという誘いの他、最近では、SNSを通じて知り合った人から勧誘されるケースもあり、注意が必要だ。

「簡単にもうかる」と勧誘してくる悪質なマルチ商法にご用心!!

県内の消費生活相談窓口へ寄せられた「マルチ商法」に関する相談事例

相談者 / 女性
相談内容 / 友人に誘われ「簡単にもうかる」という話を聞きに行った。そこで男性から「1週間に300万円もうかる仕事がある」と言われ、少しでも収入が増えれば嬉しいと答えると、入会して毎月化粧品を買い、月に2人知人を紹介すれば、収入になると勧誘された。入会金1万8千円を支払って、化粧品クリームと石鹸の合計1万4千円を毎月買うことになった。使用してみたが1万円以上の化粧品とは思えない。また冷静に考えると、月に2人の知人を紹介する自信がない。どうしたらいいだろうか?

相談して、しっかり考え、必要なければ勇気を持ってきっぱりと断る!!

消費者トラブル回避術



「簡単にもうかる」といって勧誘されてきつぱり断る!!

学校の友人やせっかく知り合ったSNSの仲間の誘いだと「断ると嫌われるのでは?」と、ついつい誘いに乗ってしまいがち。「マルチ商法(連鎖販売取引)」は、特定商取引法で規制されている「ネットワールチ・レベルマーケティング」などと称したり「仲間づくり」や「自分探し」などといった勧誘目的を隠して近づいてくるケースもある。「今すぐ始めればもうかる」と即決を求めることが多く、考える時間を与えず、契約を迫ることもある。

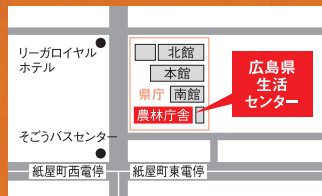


考えて性急に答えを出さないこと。また、迫られて商品を購入してしまっても、契約書面を受け取った日から数えて20日以内であれば返品(クーリング・オフ)できることも覚えておこう。断ることや、返品・退会を告げるのは苦しいが、勇気をもって意思を告げることが重要。「ちょっとへん...」と思ったら、まずは相談をしよう!

広島県の相談窓口 / 広島県生活センター

〒730-8511 広島市中区基町10-52 <http://www.pref.hiroshima.lg.jp/life/1/4/>
消費生活相談 ☎082-223-6111...商品・サービスに関するトラブル、不当・架空請求など
県民相談 ☎082-223-8811...相続・遺言、結婚・離婚、交通事故、多重債務問題など
受付時間: 月曜～金曜(祝日、年末年始を除く) 9時～16時(12時～13時は休み)
消費者啓発動画配信中! <http://www.pref.hiroshima.lg.jp/site/videoaneru/>

消費者ホットライン 守ろうよ みんなを! 消費者ホットラインの概要については消費者庁のホームページをご覧ください。
☎0570-064-370 <http://www.caa.go.jp/region/pdf/120418hotline.pdf>



●最寄駅
広電・紙屋町東電停下車 / バス・紙屋町バスセンター下車
/ アストラムライン・県庁前駅

県、市町の相談窓口情報は携帯電話からも見られます!

